お友達をご紹介ください！

みんなで オーキッド OK キャンペーン 実施中！

賃貸のオーキッドでは、物件をお探しのお友達をご紹介いただける方、また住み替えをお考えの方に、
今、お得な 「みんなでOKキャンペーン」を実施しています。
詳しくはお気軽にお問い合わせください。

OKご紹介キャンペーン CASE①

お友達でお部屋を探している方をご紹介ください！そのお友達が物件を成約された場合「ご紹介者様」「ご成約者様」それぞれに……

ギフトカード 3,000～円分を進呈

※現在当社の賃貸物件(アパート・マンション・貸家)にご入居中の方が対象です。

OKご紹介キャンペーン CASE②

ご成約いただいたお部屋を退去される時、代わりにそのお部屋に入居希望のお友達をご紹介ください！そのお友達が物件を成約された場合「ご紹介者様」「ご成約者様」それぞれに……

ギフトカード 5,000円分を進呈

※現在当社の賃貸物件(アパート・マンション・貸家)にご入居中の方が対象です。

OK住み替えキャンペーン

当社でご契約いただいてる方で、当社の管理物件に住み替えお考えの方……

初回契約時の仲介手数料 20%OFF

※現在当社の賃貸物件(アパート・マンション・貸家)にご入居中で、当社の賃貸物件(アパート・マンション・貸家)へお住み替えの方が対象です。

お問い合わせはオーキッド・アパマンショップ金沢杜の里店へ

入居中の暮らしや各種手続きなど、分からないことやお困りごとがありましたら、弊社へご連絡ください。

Dramatic Communication
アパマンショップ NETWORK
金沢杜の里店
076-260-1860
●営業時間／9:00～18:00
●定 休 日／毎週水曜日（祝日の場合は営業）
キャンパスからイチバン近いアパマンショップ
アパマンショップ 検索

株式会社オーキッド
アパマンショップ金沢杜の里店
〒920-1167
石川県金沢市もりの里1丁目186番地 マーゴ98ビル 1F
【Tel】076-260-1860
【営業受付時間】9:00～18:00（毎週水曜定休）
土・日・祝は休まず営業！
【Website:URL】http:// www.orchid.tv

株式会社オーキッド

アパマンショップ入居者ガイドブック

Dramatic Communication
アパマンショップ NETWORK
金沢杜の里店

暮らしNAVI

Apamanshop Users Guide

入居者様への注意事項・利用に関するルール等が
記載されていますので、必ず目を通しご理解ください。

快適な暮らしのために。

オーキッド･アパマンショップ金沢杜の里店の管理物件にお住まいの入居者様へ

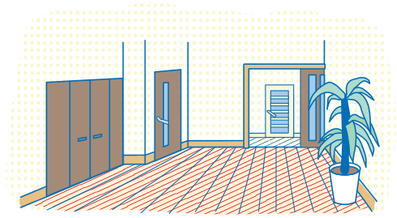

CONTENTS

入居するまで

入居前の準備 ―― 2

入居してから

入居する日のご注意 ―― 3

賃料･その他にお支払いいただくものについて ―― 4

入居中のご注意 ―― 5

入居中の困りごと ―― 6

災害対策について ―― 7

禁止事項 ―― 8

契約の更新･解約

更新するとき ―― 9

解約するとき ―― 10

入居するまで

入居する日のご注意

step 1 引越し時に必要な手続きリスト

引越しのときには各種手続きが必要になります。以下を参考に、段取りよくすすめましょう。

引越し前

種類	期日	必要なもの	連絡先
電話	2週間前	電話連絡	電話加入権を お持ちの方は116番
電気	1週間前	電話連絡	弊社にて手続
ガス		電話連絡	新居のガス会社
水道		電話連絡	弊社にて手続
転出届	前日まで	印鑑	市区町村役場
転居届		印鑑	最寄りの郵便局
国民健康保険		印鑑･保険証	市区町村役場

引越し後

種類	期日	必要なもの	連絡先
転入届	2週間以内	印鑑･転出証明書･ 身分証明書	転入先の 市区町村役場
運転免許証	15日以内	印鑑･免許書･ 住民票	転入先の 所轄警察署
金融機関	できるだけ早く	通帳･印鑑	銀行･郵便局･ カード会社等

※引越し前の電気･水道の開始手続きは弊社にて行います。
※ガスに関しましてはガス会社の立会いが必要になりますので、予めガス会社へ連絡の上、ガス開栓のご予約をお願いします。

step 2 鍵の受け取りについて

お部屋の鍵は、弊社にご用意してあります。
入居日以降に下記のものを弊社にご持参いただき、鍵をお受け取りください。

鍵の受け取りの際に必要なもの

- 印鑑(認印)
- 身分証明書

(ご提示頂く場合がございます)

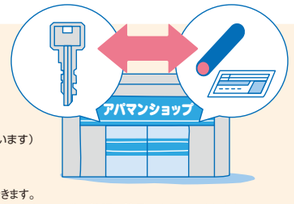

※お部屋の鍵は、ご契約開始日以降(弊社営業時間内)にお渡しできます。
※鍵を紛失した場合の交換･開錠については、入居者様のご負担になりますので、鍵の管理は慎重にお願いいたします。

step 3 契約書は大切に保管しましょう

ご契約の際にお渡しした
「建物賃貸借契約書」「重要事項説明書」
などは大切なものですから、紛失しないように
退去時まで大切に保管しましょう。
ファイルなどでひとまとめてにしておくと便利です。

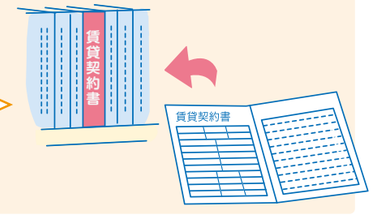

入居する日のご注意

attention 1 引越しで迷惑をかけないように

夜間の引越しは、他の入居者様、近隣の方への迷惑となります。
引越し作業は、できるだけ朝9時から夕方5時ぐらいまでの間に行うようお願いします。

attention 2 家具などの搬入の際はご注意を

引越しの際は、エントランス･エレベーター等共用部分、お部屋の壁･床などをキズつけないようお願いします。
万一、破損したりした場合、入居者様のご負担で原状回復していただくことになりますのでご注意ください。

attention 3 引越しゴミはきちんと処理を

引越しの際のダンボールなどのゴミは入所者様ご自身で処理を行いましょう。

attention 4 電気･ガス･水道を確認

- 電気がつかない場合は室内のブレーカー（電灯分電盤）のスイッチが全て「ON」になっているかを確認してください。
- ガスは、ガス会社の担当者が開栓して初めて使用できます。その際、入居者様の立会が必要になります。開栓の予約は入居予定日の3～4日前にガス会社に入居者様より行ってください。
- 水道は名義変更後に利用できますが、水がでない場合は水道メーターの中のバルブが開いているか確認してください。

attention 5 新しい電話番号の通知

緊急時など、弊社から入居者様へご連絡をする際に必要となりますので、電話番号が決まりましたら、速やかに弊社へご通知ください。
固定電話の工事費は、入居者様のご負担となります。電話工事に関することは、ご契約先の電話会社にお問い合わせください。

駐車場･駐輪場をご利用になる入居者様へ

保管場所使用承諾証明書（車庫証明）のお申込方法

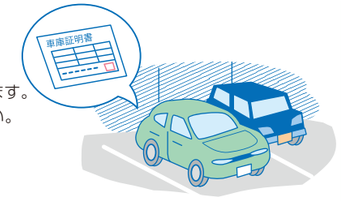

弊社が管理する駐車場につきましては、弊社で保管場所使用承諾証明書（車庫証明）を発行いたします。
入居にあたって駐車場を契約される場合、またお車を買い替えられる場合も、弊社へご連絡ください。
なお、発行の際には別途、発行事務手数料3,000円（税別）が必要となります。

※駐車区画に収まらない車両は車庫証明を発行できませんので、お車の買い替える際は、事前に駐車区画の実寸を確認してください。

自転車シールのお申込方法

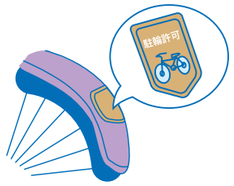

敷地内に自転車を駐輪される入居者様には、弊社指定の「駐輪許可シール」を配布（無料）しておりますので、必要な方はご連絡ください。「駐輪許可シール」は弊社店頭にてお渡しいたしますので、
必ず自転車の見えやすい位置に貼っておきましょう。

※シールがない自転車については不法駐輪とみなし、貼紙告知後に一定の期間を置き、撤去いたしますのでご注意ください。
※乗らなくなった不要な自転車は、入居者様の方で早めに処分し、放置しないようにしてください。また、退去の際には必ず自転車を撤去するようお願いします。
※尚、自転車の放置があった場合は、残置物とみなし、別途処分費用をご請求させて頂きます。

賃料･その他にお支払いいただくものについて

how to 1 賃料は毎月指定日までにお支払いください

お部屋の賃料は、「建物賃貸借契約書」に記載どおりの方法でお支払いください。賃料のお支払いが遅れますと、延滞損害金･手数料等が発生したり、契約解除になる場合もありますのでご注意ください。

how to 2 自動口座振替でのお支払い

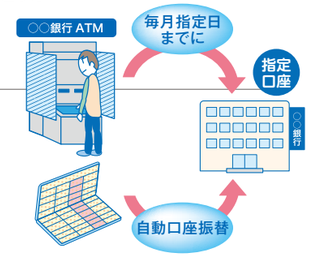

- 賃料のお支払いには、便利な自動口座振替をお勧めしています。お手続きをされる場合は弊社へご連絡ください。
- 自動口座振替の入居者様は、毎月指定の引落し日の前日までに、賃料を引き落し口座にご入金ください。
- 引き落しの手数料は入居者様のご負担となります。

※ご契約後最初の自動振替が開始されるまでは、指定口座にお振込いただきますようお願い申し上げます。

弊社振込先 ●●●●●銀行 ●●●●●支店 普通 ●●●●●●● 株式会社オーキッド

賃料についてのご注意

万一、賃料のお支払いが遅れますと、「建物賃貸借契約書」に記載のとおり、延滞損害金･手数料等が発生したり、契約解除になる場合があります。
何らかの理由でどうしても遅れる場合は、必ず事前に弊社へご連絡ください。
万が一、**入金の確認がとれず、ご本人に連絡がつかない場合には、勤務先や連帯保証人様にご連絡やご請求をさせていただく場合がございます**ので、あらかじめご了承ください。

+ 1 共益費、駐車料等

毎月、賃料と一緒にお支払いいただくものには、共益費、駐車料、水道料、その他月額支払額、自治会費（町内会費）などがあります。

+ 2 火災保険、保険料又は火災保険料

弊社の管理物件では、**原則として全ての入居者様に建物賃貸借契約期間、火災保険（株）全営協共済会）へ加入していただきます。**
万が一、火災保険に契約していない場合に火災や漏水事故などの加害者になった場合には、被害者に対して多額の損害賠償しなければなりません。火災保険はそれ自体が事故防止に役立つものではありませんが、もしものとき、入居者様の身を守る盾となり必要なものです。

※当社の指定する基準を満たす火災保険であれば、加入証明書（証券の写し）をご提出頂ければ不要です。※保険加入料につきましては、物件･契約内容により異なりますので、「建物賃貸借契約書」及び「火災保険加入規約」をご確認ください。※お部屋の契約を更新されるときは、火災保険も更新が必要となります。（P9「更新するとき」をご参照ください）

+ 3 24時間サポート 入会登録料

＼ ひとり暮らし&賃貸生活のトラブル、ぜーんぶ解決! ／

日常生活で意外と多い「鍵をなくした」「トイレの水がつまった」「ガスレンジが点火しない」というトラブル。24時間サポートは、2年間で15,000円（税別）、1日わずか約20円（税別）で、そんな突然のトラブルに電話一本で対応するサービスです。24時間サポートは入居者様が加入いただくサービスです。 ※トラブルの内容によっては有償となる場合がございます。

24時間 365日 緊急サポート

- カギのトラブル
- ガスのトラブル
- ガラスのトラブル
- 電気のトラブル
- 水まわりのトラブル
- 暮らしのトラブル

+ 4 公共料金･その他の料金

入居中に発生するお部屋の電気･ガス･水道等の各料金は、入居者様が個別に契約し、各会社にお支払いください。その他に、インターネット電話･NHK受信料等につきましても同様に、入居者様で契約された各会社にお支払ください。

+ 5 ゴミ処理代行費

主に単身向けアパートの皆様にご加入頂いております。ご加入の方は、契約更新のお便りに沿ってご加入金をご入金ください。尚、毎月の賃料のお支払いを弊社の口座振替にてご利用のお客様は、更新月の賃料に合算してご請求申し上げます。

入居中のご注意

attention 1 入居者様へのご連絡

入居者中の物件に掲示されている「インフォメーションボード」に、弊社から入居者様への大切なご連絡事項を掲示していますので、定期的にご覧ください。

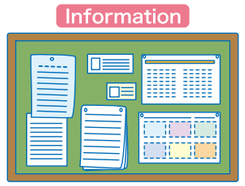

主な掲示内容

- 修理・メンテナンス等の工事告知
- 市町村・ゴミ回収予定日等の連絡
- 消防点検や受水槽等の点検又はメンテナンス工事告知
- 弊社の各種サービス等の連絡・告知　など

attention 2 修理・メンテナンス工事について

物件の維持管理又は運営上に、必要な修理・メンテナンス工事があります。工事内容によっては入居中の入居者様にご不便をおかけすることもありますが、ご協力のほどお願い申し上げます。また「故障かな?」「危ないな?」と思ったときは、弊社へご連絡ください。

attention 3 消防点検について

消防法（第17条3の3）に基づき、消防用設備等の設置、保守・点検、整備・補修は、建物の用途、規模により消防機関への報告が義務づけられており、それに伴う屋内・外の点検が必要となります。そのため入室又は立会いが必要な場合は、事前に告知・連絡をいたします。

attention 4 定期巡回清掃について

各賃貸物件には定期的に、清掃業者が物件清掃を実施しております。（賃貸物件によっては実施していません）入居者の皆様への快適な環境を維持していますので、ゴミ出しのルールや物件の環境維持等のマナーにご協力ください。

attention 5 訪問販売について

水質検査や防犯機器の販売など管理会社の名をかたって悪質な業者が訪問する場合がありますが、弊社が工事をする場合には必ず事前連絡をいたします。アパートに不審な訪問販売・設備の点検等があった際は、弊社までお問い合わせください。

attention 6 工事を伴う修理・増設は必ず事前に連絡を

エアコンの増設などの取付工事を伴う場合には、オーナー様の承諾が必要となります。事前に弊社へご連絡いただき、許可が下るまでは絶対に工事を行わないでください。入居時から取り付けられている付帯設備を修理される場合も同様です。

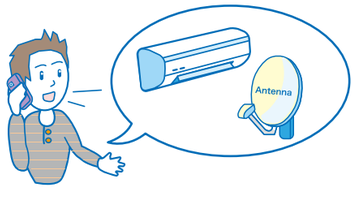

工事申請が必要なもの（例）

- エアコン
- 温水便座
- インターネット回線
- 自動食器洗浄器
- CATV・CSTV
- その他付帯設備など

※工事内容によっては許可できない場合がありますのでご了承ください。
※無断で内装・外装を破損するような設備機器を取付けられた場合、原状を回復のための補修費用は、入居様のご負担となります。

入居中の困りごと

設備の故障及び入居トラブルのお問い合わせ

営業時間内 【管理センター】 076-260-1862

時間外 【緊急ダイヤル】 080-8690-0900
※営業時間外の場合、休日ですとご対応致しかねます。

Q1 鍵を紛失した

A お部屋の鍵を紛失された場合は、弊社にお電話下さい。営業時間外の場合及び、休日ですとご対応致し兼ねる場合があります。その際の費用は入居者様のご負担となります。

24時間サポートの会員の方　会員専用ダイヤルにご連絡ください。※ご入会の際にお伝えいたします。

Q2 空き巣が入った

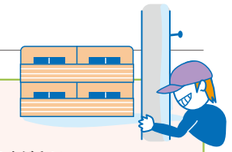

A 空き巣が入っていることに気がついた場合は、まず落ち着いて、無くなっているものがないかを確認し、必ず最寄りの警察に届出をしてください。
その後警察の指示にしたがってください。保険請求等に必要となりますので、事件の受理番号を控えてください。
その後すぐに弊社（営業時間内）にご連絡ください。

Q3 水漏れが起きた

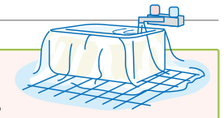

A 室内でキッチン・浴槽・洗濯機等から水があふれ出てしまった場合、水漏れを起こす恐れがあります。すぐに水を止め、弊社までご連絡を頂くなど、修理会社に連絡するなど、早急な対処をお願いします。
※万が一下の階の方に水漏れで被害を与えてしまった場合、加入されている保険が適用される場合があります。加入保険を確認し、弊社又は保険会社に連絡してください。

Q4 電球・蛍光灯が切れた

A
- お部屋の電灯（スイッチが室内にある電灯）につきましては、入居者様で交換をお願いいたします。交換する電球は、器具に表示される指定のワット数のものをご使用ください。又、蛍光灯の場合はグローランプ（点灯管）も交換してください。
- 共用部分の電灯（廊下・階段・駐車場などの電灯）が切れていた場合には、大変お手数ですが弊社にご連絡ください。その際、どこの場所の電球が切れているのかもご指定いただければ幸いです。ご協力のほどお願い申し上げます。

Q5 ガスが出なくなった（マイコンメーター設置の場合）

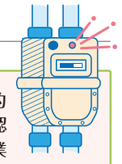

A マイコンメーターを設置する賃貸物件では、地震の揺れやガスの長時間使用などにより、安全装置が働いて自動的にガスが遮断されるようになっています。室外にあるマイコンメーターの赤いランプが点滅していたら、原因を確認の上、お手元の取扱説明書または契約ガス会社のホームページを参照し、復旧操作を行ってください。但し、作業が難しいと思ったら、ガス会社に連絡してください。

Q6 設備の故障

A エアコン、換気扇、コンロ、給湯器など、入居時からお部屋に取り付けられている付帯設備の不具合や故障につきましては、まずは入居者様で取扱説明書をご参照いただき、適切に対処してください。その後、修理や交換が必要な場合は、弊社へご連絡ください。

入居中してから

災害対策について

日頃からの備え

いつ起こるか予測できない地震・火災・風水害などの災害。冷静に対応できるよう、日頃から対策をチェックしておきましょう。

point 1 災害設備の点検

突然の火災でも速やかに消火活動できるように、消火器や消火栓の位置をご確認ください。

point 2 避難経路の確認

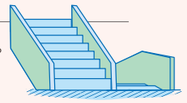

非常階段と避難経路の位置を把握し、避難経路は最低2ケ所以上あるかどうかご確認ください。

point 3 緊急時の連絡先を確認

いざという時に慌てなくてもいいように、緊急時に対応してくれる連絡先をご確認ください。

- **お住まいの管理会社の電話番号**
- **消防署の番号（119）**
- **エレベーターの事故・故障時の連絡先**
- **24時間サポート加入者様は専用ダイヤル**

地震対策

現行の建設基準法に基づく建物では、震度6～7の地震でも倒壊せずに人命を守ることができるような設計がなされています。しかし被害をできるかぎり0へ近づけるためには、普段から地震に対する十分な備えが必要です。

家具をしっかり固定する	家具転倒防止板、L字型金具を使用します。
ガラスの飛散を防ぐ	窓や食器棚などのガラス面に飛散防止フィルムを貼ります。
落下物への対策	ベッド周辺や棚の上の重い物を別の場所へ移しましょう。
外へ避難する際の確認	ドアの変型や火災で通路が塞がれることもありうるため、玄関以外の避難経路を確認しておいてください。
ベランダに邪魔な物を置かない	ベランダのパーテーションやハッチの近くには大きなもの、重いものを置かないようにしてください。
避難場所を決めておく	家族が離ればなれにならないように、避難時にどこへ集合するかなどを決めておいてください。

火災対策

火災の原因として挙げられるのが**1位「放火」、2位「タバコの不始末」、3位「ガスコンロ」**です。それぞれの対策や扱いに気を配り、いざというときも冷静に対応できるようにしておきましょう。

消火器を使えるようにする	速やかな消火活動ができるよう、管理組合や消防署が行う防災訓練などで消火器の使用方法を学びましょう。
避難場所を確認しておく	玄関から避難できない場合を想定し、2ケ所以上の避難場所を決めて家族全員で確認しておいてください。

特に注意が必要なもの
- **放火**
- **タバコ**
- **ガスコンロ**
- **たこ足配線**
- **ストーブ**

風水害対策

台風や集中豪雨の際には風雨から建物や設備を守るため、窓やベランダなどに適切な処置が必要です。また洪水や土砂崩れを伴うこともあるため、他の災害同様に事前に避難場所・避難経路を確認しておくことが重要です。

災害設備の点検	排水溝やベランダに雨水が溜まって水浸しにならないよう、日頃からまめに掃除しておきます。
避難経路の確認	万が一の避難に備え、被害を受けない場所を探して事前に確認しておいてください。

風水害が起こったとき
- ☑**ベランダのチェック**… 植木鉢や物干し竿などは室内に入れ、エアコン室外機は固定してください。
- ☑**窓ガラスのチェック**… 全ての窓を施錠し雨戸があれば閉めてください。必要に応じて窓ガラスにガムテープや破損防止フィルムを貼って補強します。
- ☑**浸水を防ぐ**…… 戸や窓の隙間にガムテープを貼り、雑巾やタオルを当てておきます。

禁止事項

以下の事項は、賃貸物件を利用するときの最低限のルールです。必ずお守りください!

rule 1 ゴミ出しはルール厳守で

ゴミ出しは、決められた日に決められた場所へ、地域の指定ゴミ袋で出しましょう。各自治体または回収業者によって決められたルールがありますので、個々に確認の上、正しく処理してください。**一人の身勝手な行動のために、ゴミ収集中止などの措置がとられることがないよう、ゴミ出しのルール**は厳守でお願いします。

※ゴミ出しの日や分別方法は、ご入居の際にお渡しするゴミの資料や物件のインフォメーションボードまたはゴミ集積所をご確認ください。
※弊社指定の管理を利用されている方は回収業者のルールを参考にしてください。

rule 2 騒音にならないようご注意を

共同住宅では、床を歩く音、ドアの開閉音などが、ある程度聞こえることは避けられません。「生活音」としてご理解をお願いいたします。しかし、**夜間の洗濯や掃除、大声での談笑、大音量の音楽などは「騒音」となりますので気を付けてください。尚、楽器の持込および演奏は禁止されていますので、ご注意ください。**

rule 3 ペットの飼育は原則禁止

ペット同居型マンション等、ペットの飼育が許可された物件を除き、お部屋及び敷地内での犬、猫などの動物飼育は禁止となっています。又、一時的な預かりも禁止です。ペットの臭い、鳴き声、ノミ・ダニの発生などは、他の入居者様の迷惑にもなりますので絶対にやめてください。

rule 4 火気の取り扱いにご注意を

タバコの火には十分注意してください。寝タバコは火災発生の原因となりますので絶対に行わないでください。石油ストーブの使用も禁止です。また、可燃性の強いものを部屋の中に持ち込んだり、通路に置いたりしないでください。

rule 5 共用部分には私物を置かない

共用部分である廊下や階段は、緊急時の避難通路でもあり、私物や自転車・タイヤなどを置くと災害避難時の通行の妨げになりますので、絶対に置かないでください。またベランダの隔壁板付近も荷物を置くと、避難時の妨げになりますので合わせてご注意ください。

rule 6 無断駐車・路上駐車は厳禁

敷地内の区画は有料駐車場です。他の入居者様の駐車区画はもちろん、現在空いている駐車区画や敷地内の通路への無断駐車も厳禁です。また路上駐車は近隣の大迷惑となりますので、絶対にやめてください。来訪者の車も同様です。

※無断駐車があった場合は、車種・色・ナンバーを確認の上、最寄りの警察に連絡してください。最寄りの警察より車の所有者に注意していただけます。
※駐車場で発生したトラブルについては、各自の責任となり、弊社では一切責任を負いかねます。盗難・破損等の事故には十分ご注意を!

更新するとき

お部屋の更新を希望される場合は、以下の手順で更新手続きをお願いいたします。
また、ご加入の火災保険、24時間サポートも契約の更新が必要となりますので、
あわせてお手続きをお願いいたします。

更新期間 建物賃貸借契約の契約期間は、基本的に2年間です。

※契約内容によって一部異なりますので、お手元の「建物賃貸借契約書」の内容をご確認ください。

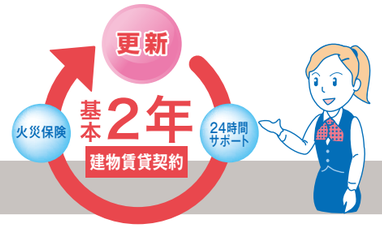

更新手続きの流れ

step 1 更新のお知らせ

契約期間満了の約1ヶ月前までにには弊社から入居者様へ、更新手続き書類「契約更新のご案内」をお送りします。

同封書類
- 契約期間満了のお知らせ
- 更新のご案内
- 賃貸借契約更新合意書
- 現状届

step 2 契約条件確認

同封の「更新合意書」の内容をご確認いただき、署名・捺印の上、必要書類等を添えて、弊社へご返送または店頭にお持ちください。

step 3 契約手続き

契約の手続きを行いますので、更新に必要となる事務手数料等の費用を指定日までにお振込ください。

※更新に必要な費用（更新事務手数料等）は、更新書類に記載してあります。

step 4 更新完了

すべての必要書類が揃い、弊社にて入居者様からの更新事務手数料の支払いが確認できましたら、更新手続き完了です。

火災保険の更新

契約時に弊社指定の火災保険にご加入の入居者様は、お部屋の更新時に継続加入の手続きが必要となります。更新終了日の3～5ヶ月前までに、保険会社から更新の書類をお送りしますので、契約の内容をご確認いただき、保険料の支払いをお願いいたします。尚、入居者様ご自身で保険を加入している方は、更新した保険証券写しをご提出ください。

解約するとき

お部屋の解約を希望される場合は、建物賃貸借契約書に記載された指定の予告期間前に、
解約書をご提出ください。解約予告日は契約により異なりますので、
賃貸借契約書の解約予告期間をご確認の上、申請してください。
以下の手順にそってお手続きをしてください。

解約手続きの流れ

step 1 解約手続きの流れ

解約の手続きには、通常1ヶ月以上の通告期間が必要です。退去日の1ヶ月前までに、退去日の1ヶ月前までに、解約の手続きの為、弊社までご来店ください。

ご持参頂く物
1. 認印
2. 敷金の返戻金口座の通帳
（口座番号などをご記入頂きます）

※契約内容によって一部異なりますので、「賃貸借契約書」の内容をご確認ください。
※解約予告後、キャンセルや期限の延長は原則できませんので、ご注意ください。

step 2 解約手続き

認め印を持参の上、弊社窓口にお越しいただいて解約届の記入をして下さい。

※退去日（時間は後日でも可）、転居先住所・敷金返金口座の情報が必要になります。
※退去日を決める前に引越しの手配は済ませて下さい。

step 3 公共料金の精算、郵便物の転送手続き等

- 電気、水道は弊社にて停止の手続きをとります。その他、インターネットや電話などの公共料金をご精算してください。
- 新聞、電話、インターネット、NHK等の住所変更または解約手続きを完了させてください。
- 郵便物の転送手続きを行って下さい。

step 4 退去の立会・鍵の返却

入居者様立ち会いのもと、原状回復箇所を確認いたします。お部屋の鍵はスペアキーも含め、退去立会日に必ずご返却ください。

step 5 退去の精算

原状回復工事が終了し、ご返金額がある場合は明渡し完了後約45日以内に、入居者様の指定口座へ精算金をお振り込みいたします。原状回復費用（未納家賃等がある場合はこれも含みます）が敷金を超える場合には、「建物賃貸借契約書」に基づき、お引越し先へ請求書を送付いたしますので、早めにご精算ください。